

◇幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の見直しについて

1. 条例見直しの理由

国の幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）（以下、「国基準」といいます。）に基づき定められた「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（以下、「基準条例」といいます。）は、平成27年4月1日に施行されました。

基準条例では、施行の日から5年以内に見直しを行う旨の規定が設けられているため、令和元年度中に見直しを行います。

2. 基準条例の概要

(1) 独自基準

①職員の数

園児の区分	職員の数	
	国基準	本市基準条例
満4歳以上	おおむね30人につき1人	27人につき1人
満3歳以上満4歳未満	おおむね20人につき1人	18人につき1人
満2歳以上満3歳未満	おおむね6人につき1人	5.2人につき1人
満1歳以上満2歳未満		4.5人につき1人
満1歳未満	おおむね3人につき1人	2.57人につき1人

②調理室の設置・食事の提供

国基準	本市基準条例
一定の要件を満たす幼保連携型認定こども園は、満3歳以上の園児に対する食事の提供について、当該施設外で調理し搬入する方法により行うことができる。	幼保連携型認定こども園は、当該施設内で調理する方法により食事の提供を行わなければならない。既存の幼稚園からの移行についての経過措置あり。

③その他設備等

国基準	本市基準条例
<p>園舎には、次に掲げる設備を備えるよう努めなければならない。</p> <p>ア放送聴取設備</p> <p>イ映写設備</p> <p>ウ水遊び場</p> <p>エ園児清浄用設備</p> <p>オ図書室</p> <p>カ会議室</p>	<p>園舎には、次に掲げる設備を備えるよう努めなければならない。</p> <p>国基準の①～⑥と同様</p> <p>キ調乳室</p> <p>ク浴室</p> <p>ケ相談室</p> <p>コ駐車場</p>

④職員の数等に係る特例

国基準	本市基準条例
<p>園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、必要となる職員数が1人となる場合には、置かななければならない職員のうち1人は、有資格者でない者でもよいこととするなど、職員の資格等に特例規定を設けている。</p>	<p>資格等の特例規定は設けていない。</p>

(2) 国基準の改正に対応して基準条例の改正を行っていない規定
該当する規定なし

(3) 国基準の改正が予定されている規定

①建築基準法の一部改正に伴う改正 (6/18～7/17意見募集中)

(令和元年7月中下旬公布、施行予定)

(改正概要)

ア 保育室等を3階に設ける場合の基準の維持

建築基準法の一部を改正する法律(平成30年法律第67号)により、耐火建築物に関する規定に適合しなければならない建築物から、3階建てで延べ面積が200㎡未満のものが除かれることとなった。一方で、幼保連携型認定こども園の用に供する建築物については、3階建てで延べ面積が200㎡未満のものであっても、保育室等を3階に設ける建物についてこれまでと同様に耐火建築物でなければならないこととなるよう所要の改正を行う。

(4) 5年間で期限が到来する経過措置

①みなし幼保連携認定こども園に関する経過措置

国基準	本市基準条例
みなし幼保連携型認定こども園（改正前の認定こども園法に規定する認定こども園である幼保連携施設で幼保連携型認定こども園とみなされたもの）の職員配置等について、従前の例によることとする。	本市には該当施設がないため、規定を設けていない。

(5年経過後の延長についての国の方向性)

延長しない

3. 見直しにおける考え方

(1) 上記2 (1) ①の規定について、本市保育園基準及び幼保連携型認定こども園以外の認定こども園基準に合わせ、以下のとおり改正します。

園児の区分	職員の数	
	(改正前)	(改正後)
満4歳以上	27人につき1人	<u>おおむね</u> 27人につき1人
満3歳以上満4歳未満	18人につき1人	<u>おおむね</u> 18人につき1人
満2歳以上満3歳未満	5.2人につき1人	<u>おおむね</u> 5.2人につき1人
満1歳以上満2歳未満	4.5人につき1人	<u>おおむね</u> 4.5人につき1人
満1歳未満	2.57人につき1人	<u>おおむね</u> 2.57人につき1人

(2) 上記2 (1) ②～④の規定は現行基準どおりとします。

(3) 新たな独自基準として、乳児室の面積を、本市保育園基準及び幼保連携型認定こども園以外の認定こども園基準に合わせ、満2歳未満の園児1人につき1.65平方メートルから3.3平方メートルに改正します。

(4) 上記2 (3) ①の規定は国基準どおりとします。

(5) 上記2 (4) ①の規定は国の方向性どおりとします。

4. 見直しのスケジュール（予定）

- ◎ 6月 子ども育成分科会①
 - ・ 基準条例見直し案について検討

- ◎ 8月 子ども育成分科会②
 - ・ パブリック・コメント手続案の検討

- ◎ 9月 市議会に報告
 - ・ パブリック・コメント手続案を報告

- ◎ 10月 パブリック・コメント手続き

- ◎ 12月 子ども育成分科会③
 - ・ 見直し基準条例案の決定、答申

- ◎ 3月 市議会に議案を提出